



平成 26 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 常 磐 興 産 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 井 上 直 美
コ ー ド 番 号 9 6 7 5 東 証 1 部
問 い 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 管 理 本 部 長 秋 田 龍 生
問 い 合 せ 先 電 話 番 号 0 3 - 3 6 6 3 - 3 4 1 1

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 27 日開催予定の第 96 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

第1回A種優先株式および第1回B種優先株式を消却したことに伴い、以下のとおり定款の一部変更を行うものがあります。

- (1)当社第1回A種優先株式および第1回B種優先株式に関する規定を削除するものであります。
- (2)発行可能株式総数および単元株式数の規定に関し所要の変更を行うものであります。

2. 変更案の内容

変更案の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 26 年 6 月 27 日(金)
定款変更の効力発生日	平成 26 年 6 月 27 日(金)

以 上

(別紙)

< 定款変更の内容 >

(下線部は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 第1条～第5条 (条文省略)	第 1 章 総 則 第1条～第5条 (現行どおり)
第 2 章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は1億6千万株とし、 <u>普通株式、A種優先株式およびB種優先株式の発 行可能種類株式総数は、それぞれ1億5千9百 63万株、7万株および30万株とする</u>	第 2 章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は1億6千万株と する
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>全部の種類</u> の株式につ <u>いて、1,000株とする</u>	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、1,000株とする
第8条～第10条 (条文省略)	第8条～第10条 (現行どおり)
第2章の2 <u>A種優先株式</u> (A種優先配当金)	(削 除)
第10条の2 当社は、ある事業年度中に属する日を基 <u>準日としてA種優先株式の剰余金の配当を行うと きは、当該基準日の最終の株主名簿に記載また は記録されたA種優先株式を有する株主(以下 「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の 登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権 者」という。)に対して、基準日の最終の株主名簿 に記載または記録された普通株式を有する株主 (以下「普通株主」という。)または普通株式の登 録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」とい う。)に先立ち、かつ、当該基準日の最終の株主 名簿に記載または記録されたB種優先株式を有 する株主(以下「B種優先株主」という。)またはB</u>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対し第10条の12の規定に基づき支払う配当金(以下「B種優先配当金」という。)の支払と同順位で、A種優先株式1株につき、次に定める額の配当金(以下「A種優先配当金」という。)を金銭にて支払う。なお、A種優先配当金の額の計算に当たっては、除算は最後に行い、円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中に、当該剰余金の配当の基準日以前の日を基準日としてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したときは、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がA種優先株式を取得した場合、当該A種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない</u></p> <p><u>一 剰余金の配当の基準日が払込期日(同日を含む。)以降平成24年1月29日(同日を含む。)までの期間に属する場合</u></p> <p><u>A種優先株式の1株当たりの払込金額に年率5%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該剰余金の配当の基準日が平成21年3月31日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日(同日を含む。)から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額</u></p> <p><u>二 剰余金の配当の基準日が平成24年1月30日(同日を含む。)以降平成24年3月31日(同日を含む。)までの期間に属する場合</u></p> <p><u>A種優先株式の1株当たりの払込金額に年率</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p> <u>5%を乗じて算出した金額(ただし、平成 23 年4月1日(同日を含む。))から平成 24 年1月 29 日(同日を含む。))までの期間の実日数につき、1年を 365 日として日割計算により算出される金額とする。)</u>にA種優先株式の1株当たりの払込金額に年率6%を乗じて算出した金額(ただし、平成 24年1月 30 日(同日を含む。))から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。))までの期間の実日数につき、1年を 365 日として日割計算により算出される金額とする。)を加えた金額 </p> <p> <u>三 剰余金の配当の基準日が平成24年4月1日(同日を含む。))以降の期間に属する場合</u> </p> <p> <u>A種優先株式の1株当たりの払込金額に年率6%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(同日を含む。))から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。))までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額</u> </p> <p> <u>2 当社は、第 39 条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、かつ、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対する第 10 条の 12 第2項の規定に基づく剰余金の配当を行う場合はそれと同順位で、前項に従い計算される額の金銭による剰余金の配当を行うことができる</u> </p> <p> <u>3 当社は、第 40 条に定める中間配当を行うときは、毎年9月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、かつ、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対する第 10 条の 12 第3項の規</u> </p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>定に基づく中間配当を行う場合はそれと同順位で、第1項に従い計算される額の金銭による剰余金の配当を行うことができる</u></p> <p>4 <u>当社は、期末配当および中間配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、かつ、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対する第10条の12第4項の規定に基づく剰余金の配当を行う場合はそれと同順位で、第1項に従い計算される額の金銭による剰余金の配当をすることができる</u></p> <p><u>(累積条項)</u></p> <p><u>第10条の3 当社は、ある事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日とするA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度の初日(同日を含む。)以降、年率5%(ただし、平成24年1月30日以降は年率6%)の利率で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する</u></p> <p><u>2 累積した不足額(以下「A種累積未払優先配当金」という。)については、当該翌事業年度以降、A種優先配当金、B種優先配当金ならびに普通株主および普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、かつ、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対する第10条の13第2項の規定に基づくB種累積未払優先配当金額(第10条の13第2項に定義する。)の配当と同順位で、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して配当</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>する</u></p> <p>(非参加条項)</p> <p><u>第 10 条の4 当社は、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、A種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない</u></p> <p>(残余財産の分配)</p> <p><u>第 10 条の5 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立って、かつ、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し第10条の15第1項の規定に基づき行う残余財産の分配と同順位で、A種優先株式1株当たり、次の算式に基づいて算定される金額を支払う。なお、次の算式における、「日割未払優先配当金額」は、残余財産分配がなされる日(以下、「残余財産分配日」という。)の属する事業年度において、残余財産分配日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、第10条の2第1項に従い計算されるA種優先配当金額相当額とする。ただし、残余財産がA種優先株主及びB種優先株主(以下、個別にまたは総称して「優先株主」という。)ならびにA種登録株式質権者およびB種登録株式質権者(以下、個別にまたは総称して「優先登録株式質権者」という。)に対して支払うべき金額の総額に満たない場合は、それぞれその優先株主または優先登録株式質権者に支払うべき金額に応じて残余財産を按分して分配するものとする</u></p> <p><u>A種優先株式1株当たりの残余財産分配額</u></p> <p><u>=10,000 円 + A種累積未払優先配当金額 + 日割未払優先配当金額</u></p> <p><u>2 A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>対しては、前項のほか残余財産の分配を行わない</u></p> <p><u>(譲渡制限)</u></p> <p><u>第 10 条の6 譲渡によるA種優先株式の取得について</u> <u>は、当会社の取締役会の承認を要する</u></p> <p><u>(議決権)</u></p> <p><u>第 10 条の 7 A種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない</u></p> <p><u>(株式の無償割当等)</u></p> <p><u>第 10 条の 8 A種優先株主またはA種優先登録株式質権者には、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式または新株予約権の無償割当てを行わない</u></p> <p><u>(取得条項)</u></p> <p><u>第 10 条の 9 当社は、平成 20 年9月 26 日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日の到来をもって、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当社がA種優先株式の全部または一部を取得すると引換えに、当該日における分配可能額を限度として、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、次項に定める金額の金銭を交付することができる(以下、本条において、この規定によるA種優先株式の取得を「強制償還」といい、強制償還の行われる日を「強制償還日」という。)。なお、一部取得を行うに当たり、取得するA種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当会社の取締役会において決定する</u></p> <p><u>2 A種優先株式 1 株当たりの強制償還価額は、次の算式に基づいて算定されるものとする。ただし、</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>次に定める算式における「日割未払優先配当金額」は、強制償還日の属する事業年度において、強制償還日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、第 10 条の2第1項に従い計算されるA種優先配当金額相当額とする</p> <p style="padding-left: 2em;">1 株当たりの強制償還価額</p> <p style="padding-left: 2em;">=10,000 円 + A種累積未払優先配当金相当額 + 日割未払優先配当金額</p> <p>(金銭対価の取得請求権)</p> <p>第 10 条の 10 A種優先株主は、平成 20 年9月 26 日以降いつでも、当会社に対して現金を対価としてA種優先株式を取得することを請求(以下、本条及び次条において「償還請求」という。)することができる。この場合、当会社は、A種優先株式を取得するのと引換えに、当該償還請求の日(以下、本条において「償還請求日」という。)における分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して、次項に定める金額(以下、本条及び次条において「償還価額」という。)の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、抽選または償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当会社の取締役会において決定する</p> <p>2 A種優先株式1株当たりの償還価額は、次に定める算式に基づいて算定されるものとする。ただし、次の算式における「日割未払優先配当金額」は、償還請求日の属する事業年度において、償還請求日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、第 10 条の2第1項に従い計算されるA種優先配当金額相当額とする</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"> <u>A種優先株式1株当たりの償還価額</u> =10,000 円+A種累積未払優先配当金相当額+ <u>日割未払優先配当金額</u> </p> <p>(普通株式対価の取得請求権)</p> <p>第10条の11 <u>A種優先株主は、平成20年9月26日以降</u> <u>いつでも、当社がA種優先株式を取得すると</u> <u>引換えに、A種優先株式1株につき下記に定める</u> <u>算定方法により算出される数の当社の普通株式</u> <u>を交付することを請求(以下、本条において「転換</u> <u>請求」という。)することができる。なお、当社があ</u> <u>る株主に対してA種優先株式の取得と引換えに交</u> <u>付する当社の普通株式数の算出に当たって、1</u> <u>株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第</u> <u>3項に従いこれを取り扱う</u></p> <p><u>上記にかかわらず、転換請求の日(以下、本条に</u> <u>おいて「転換請求日」という。)において、剰余授權</u> <u>株式数(以下に定義される。)が請求対象普通株</u> <u>式総数(以下に定義される。)を下回る場合には、</u> <u>(i) A種優先株主が当該転換請求日に転換請求</u> <u>したA種優先株式の数に、(ii) 剰余授權株式数を</u> <u>請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じ</u> <u>た数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切</u> <u>り下げる。また、0を下回る場合は0とする。)のA種</u> <u>優先株式についてのみ、当該A種優先株主の転</u> <u>換請求に基づくA種優先株式の取得の効力が生</u> <u>じるものとし、取得の効力が生じるA種優先株式以</u> <u>外の転換請求に係るA種優先株式については、転</u> <u>換請求がされなかったものとみなす。なお、一部取</u> <u>得を行うに当たり、取得するA種優先株式は、抽</u> <u>選、転換請求されたA種優先株式の数に応じた比</u> <u>例按分その他の方法により当社の取締役会に</u> <u>おいて決定する</u></p> <p><u>「剰余授權株式数」とは、本条において、(i) 当該</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p> <u>転換請求日における定款に定める当会社の普通株式に係る発行可能種類株式総数より、(ii)①当該転換請求日における発行済みの普通株式の数、および②当該転換請求日に発行されている新株予約権が全て行使されたものとみなした場合に発行されるべき普通株式の数の合計数を控除した数をいう</u> <u>「請求対象普通株式総数」とは、本条において、A種優先株主が当該転換請求日に転換請求したA種優先株式について、転換請求日に償還請求が行われたと仮定した場合における、第10条の10第2項に定めるA種優先株式の償還価額の総額を、当該転換請求日における下記に定める転換価額で除して得られる数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)の総数をいう</u> <u>A種優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数</u> <u>= 転換請求に係るA種優先株式について、転換請求日に償還請求が行われたと仮定した場合におけるA種優先株式の償還価額の総額 ÷ 転換価額</u> <u>2 当初の転換価額は、172円とする</u> <u>3 転換価額は、毎月1日(ただし、同日が当会社の営業日でない場合には、その翌営業日とする。以下、本条において「修正基準日」という。)に当該修正基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所第一部における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)の92%相当額に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の50%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下、本条において「下限転換価額」とい</u> </p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>う。ただし、次項により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする</p> <p>4 A種優先株式の発行後、次のいずれかに掲げる事由が発生した場合には、次に定める算式(以下、本条において「転換価額調整式」という。)により、転換価額を調整する。なお、転換価額の調整のために計算を行う場合には、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。転換価額調整式により算出される調整後転換価額と調整前転換価額の差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する</p> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \frac{\text{発行済普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株}}{\text{当たりの払込金額} \cdot \text{処分価額}}}{\text{自己株式数} + \frac{\text{1株当たりの時価}}{\text{1株当たりの時価}}} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数}}{\text{発行済普通株式数} - \text{自己株式数}}$ <p>調整前転換価額:調整後転換価額を適用する日の前日において有効な転換価額をいう</p> <p>発行済普通株式数－自己株式数:基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日、基準日がある場合は基準日における、発行済普通株式数から当社が保有する普通株式数(自己株式数)を控除した数をいう</p> <p>1株当たりの時価:調整後転換価額の適用の基準となる日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所第一部における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)をいう、</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記30取引日の間に、本第4項に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、本第4項に準じて調整される</p> <p>一 <u>転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。ただし、第三号に記載の証券（権利）の取得と引換え若しくは当該証券（権利）の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付、または第四号に記載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付される株式の取得と引換えによる交付の場合を除く。）</u></p> <p><u>調整後転換価額は、払込みがなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、募集または無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。本号において、転換価額調整式における「新発行・処分普通株式数」とは、当社が発行または処分する普通株式の数を意味するものとし、転換価額調整式における「1株当たりの払込金額・処分価額」とは、当該発行または処分に係る普通株式1株当たりの払込金額または処分価額をいう。なお、無償割当ての場合、転換価額調整式における「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする</u></p> <p>二 <u>普通株式を分割する場合</u></p> <p><u>調整後転換価額は、普通株式の分割に係る基準日の翌日以降これを適用する。本号において、転換価額調整式における「発行済普通株式数－自己株式数」及び「発行済普通株式数から当社が保有する普通株式数（自己株式数）を控除した数」はそれぞれ「発行済普通株式数」と読み替え、転</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>換価額調整式における「新発行・処分普通株式数」とは、株式の分割により増加する普通株式の数を意味するものとし、転換価額調整式における「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする</u></p> <p><u>三 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式または当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)または取得させることができる証券(権利)を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)</u></p> <p><u>調整後転換価額は、その払込みがなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)に、または募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合にはその日の最終に、発行される証券(権利)の全額が、最初に取得されるまたは取得させることができる取得価額で取得されたものとみなして(当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)または取得させることができる証券(権利)の場合、更に当該新株予約権の全てがその日に有効な行使価額で行使されたものとみなして)、その払込みがなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)に、または募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該取得価額または行使価額がその払込みがなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)、または募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後転換価額は、当該取得価額または行使価額が決定される日(本号において、以下「価額決定日」という。)に発行される証券(権利)の全額が当該取得価額で取得されたものとみなして(当会社の普通株式の交付を請求す</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p> <u>ることができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)または取得させることができる証券(権利)の場合、更に当該新株予約権の全てが当該行使価額で行使されたものとみなして)、価額決定日の翌日以降これを適用する。本号において「価額」とは、発行される証券(権利)の払込金額(新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)または取得させることができる証券(権利)の場合、当該証券(権利)の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額との合計額)から取得または行使に際して当該証券(権利)または新株予約権の保有者に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、交付される普通株式数で除した金額をいう</u> </p> <p> <u>四 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって、①当会社の普通株式または②当会社の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求できる、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)</u> </p> <p> <u>調整後転換価額は、かかる新株予約権の割当日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)に、または募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが、その日に有効な転換価額で行使されたものとみなして(当会社の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、さらに当該株式の全てがその日に有効な取得価額で取得されたものとみなして)、割当日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)の翌日以降、または募集若しくは無償割当てのための基準</u> </p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該行使価額がその割当日(基準日を定めずは無償割当てを行う場合は、その効力発生日)、または募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後転換価額は、当該行使価額が決定される日(本号において、以下「<u>価額決定日</u>」という。)に発行される全ての新株予約権が当該行使価額で行使されたものとみなして(当会社の普通株式の交付を請求することと引換えに取得される株式または取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、さらに当該株式の全てがその日に有効な取得価額で取得されたものとみなして)、<u>価額決定日の翌日以降これを適用する。本号において「<u>価額</u>」とは、発行される新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額からその行使または取得に際して当該新株予約権または株式の保有者に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、交付される普通株式数で除した金額をいう</u></u></p> <p><u>五 株式の併合により発行済普通株式数が減少する場合</u></p> <p><u>調整後転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。本号において、転換価額調整式における「<u>新発行・処分普通株式数</u>」とは、株式の併合により減少する普通株式数を負の値で表示したものとし、転換価額調整式における「<u>1株当たりの払込金額・処分価額</u>」は、0円とする</u></p> <p><u>5 前項第一号乃至第五号において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項(ただし、前項第二号については、<u>剰余金の額を減少して、資本金または資本準備金の額を増加することを含む。</u>)に関する承認決議を</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>条件としている場合、調整後転換価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する</u></p> <p>6 <u>第4項各号に掲げる場合のほか、以下のいずれかに該当する場合には、当会社取締役会が判断する合理的な転換価額に変更される</u></p> <p><u>一 合併、資本金の額の減少、株式交換、株式移転または会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき</u></p> <p><u>二 その他当会社の発行済普通株式の変更または変更の可能性を生じる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき</u></p> <p><u>三 転換価額の調整事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出に関して使用すべき1株当たりの時価が他方の事由によって影響されているとき</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第2章の3 B種優先株式</u></p> <p><u>(B種優先配当金)</u></p> <p><u>第 10 条の 12 当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日としてB種優先株式の剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して、基準日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、かつ、当該基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し</u></p> <p><u>第 10 条の2の規定に基づき支払うA種優先配当金の支払と同順位で、B種優先株式 1 株につき、次に定める額のB種優先配当金を金銭にて支払</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>う。なお、B種優先配当金の額の計算に当たっては、除算は最後に行い、円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中に、当該剰余金の配当の基準日以前の日を基準日としてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し剰余金を配当したときは、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社がB種優先株式を取得した場合、当該B種優先株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない</u></p> <p><u>B種優先株式の1株当たりの払込金額に年率6%を乗じて算出した金額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該剰余金の配当の基準日が平成24年3月31日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日(同日を含む。))から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。))までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額</u></p> <p><u>2 当社は、第39条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、かつ、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対する第10条の2第2項の規定に基づく剰余金の配当を行う場合はそれと同順位で、前項に従い計算される額の金銭による剰余金の配当を行うことができる</u></p> <p><u>3 当社は、第40条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株主またはB種優先</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、かつ、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対する第10条の2第3項の規定に基づく中間配当を行う場合はそれと同順位で、第1項に従い計算される額の金銭による剰余金の配当を行うことができる</u></p> <p><u>4 当社は、期末配当および中間配当のほか、</u> <u>基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、かつ、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対する第10条の2第4項の規定に基づく剰余金の配当を行う場合はそれと同順位で、第1項に従い計算される額の金銭による剰余金の配当をすることができる</u></p> <p><u>(累積条項)</u> <u>第10条の13 当社は、ある事業年度に属する日を基準日としてB種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日とするB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度の初日(同日を含む。)以降、年率6%の利率で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第3位まで計算し、その小数第3位を四捨五入する</u></p> <p><u>2 累積した不足額(以下「B種累積未払優先配当金」という。)については、当該翌事業年度以降、A種優先配当金、B種優先配当金ならびに普通株主および普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、かつ、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対する第10条の3第2項の規定に</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>基づくA種累積未払優先配当金額の配当と同順位で、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して配当する</u></p> <p>(非参加条項)</p> <p><u>第 10 条の 14 当社は、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して、B種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない</u></p> <p>(残余財産の分配)</p> <p><u>第 10 条の 15 当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立って、かつ、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し第 10 条の 5 第 1 項の規定に基づき行う残余財産の分配と同順位で、B種優先株式 1 株当たり、次の算式に基づいて算定される金額を支払う。なお、次の算式における「日割未払優先配当金額」は、残余財産分配日の属する事業年度において、残余財産分配日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、第 10 条の 12 第 1 項に従い計算されるB種優先配当金額相当額とする。ただし、残余財産が優先株主および優先登録株式質権者に対して支払うべき金額の総額に満たない場合は、それぞれその優先株主または優先登録株式質権者に支払うべき金額に応じて残余財産を按分して分配するものとする</u></p> $\begin{aligned} & \text{B種優先株式 1 株当たりの残余財産分配額} \\ & = 10,000 \text{ 円} + \text{B種累積未払優先配当金相当} \\ & \quad \text{額} + \text{日割未払優先配当金額} \end{aligned}$ <p><u>2 B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配を行わない</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(譲渡制限)</p> <p><u>第 10 条の 16 譲渡によるB種優先株式の取得については、当会社の取締役会の承認を要する</u></p> <p>(議決権)</p> <p><u>第 10 条の 17 B種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない</u></p> <p>(株式の無償割当等)</p> <p><u>第 10 条の 18 B種優先株主またはB種優先登録株式質権者には、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式または新株予約権の無償割当てを行わない</u></p> <p>(取得条項)</p> <p><u>第 10 条の 19 当社は、平成 24 年1月 30 日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日の到来をもって、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、当社がB種優先株式の全部または一部を取得すると引換えに、当該日における分配可能額を限度として、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して、次項に定める金額の金銭を交付することができる(以下、本条において、この規定によるB種優先株式の取得を「強制償還」といい、強制償還の行われる日を「強制償還日」という。)。なお、一部取得を行うに当たり、取得するB種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当会社の取締役会において決定する</u></p> <p><u>2 B種優先株式 1 株当たりの強制償還価額は、次の算式に基づいて算定されるものとする。なお、次に定める算式における「日割未払優先配当金額」は、強制償還日の属する事業年度において、強制</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>償還日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、第10条の12第1項に従い計算されるB種優先配当金額相当額とする</u></p> <p><u>1株当たりの強制償還価額</u></p> <p><u>＝10,000円＋B種累積未払優先配当金相当額</u></p> <p><u>＋日割未払優先配当金額</u></p> <p>(<u>金銭対価の取得請求権</u>)</p> <p><u>第10条の20 B種優先株主は、平成24年1月30日以降いつでも、当会社に対して現金を対価としてB種優先株式を取得することを請求(以下、本条及び次条において「償還請求」という。)することができる。この場合、当会社は、B種優先株式を取得すると引換えに、当該償還請求の日(以下、本条において「償還請求日」という。)における分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して、次項に定める金額(以下、本条及び次条において「償還価額」という。)の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきB種優先株式は、抽選または償還請求が行われたB種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当会社の取締役会において決定する</u></p> <p><u>2 B種優先株式 1株当たりの償還価額は、次に定める算式に基づいて算定されるものとする。なお、次の算式における「日割未払優先配当金額」は、償還請求日の属する事業年度において、償還請求日を基準日として優先配当がなされたと仮定した場合に、第10条の12第1項に従い計算されるB種優先配当金額相当額とする</u></p> <p><u>B種優先株式1株当たりの償還価額</u></p> <p><u>＝10,000円＋B種累積未払優先配当金相当額＋</u></p> <p><u>日割未払優先配当金額</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(普通株式対価の取得請求権)</p> <p>第 10 条の 21 B種優先株主は、平成 24 年1月 30 日以降</p> <p><u>いつでも、当社がB種優先株式を取得すると引換えに、B種優先株式1株につき下記に定める算定方法により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求(以下、本条において「転換請求」という。)することができる。なお、当社がある株主に対してB種優先株式の取得と引換えに交付する当社の普通株式数の算出に当たって、1株未満の端数が生じたときは、会社法第 167 条第 3項に従いこれを取り扱う</u></p> <p><u>上記にかかわらず、転換請求の日(以下、本条において「転換請求日」という。)において、剰余授權株式数(以下に定義される。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。)を下回る場合には、(i)B種優先株主が当該転換請求日に転換請求したB種優先株式の数に、(ii)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。)のB種優先株式についてのみ、当該B種優先株主の転換請求に基づく B 種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じる B 種優先株式以外の転換請求に係る B 種優先株式については、転換請求がされなかったものとみなす。なお、一部取得を行うに当たり、取得するB種優先株式は、抽選、転換請求された B 種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する</u></p> <p><u>「剰余授權株式数」とは、本条において、(i)当該転換請求日における定款に定める当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数より、(ii)①当該転換請求日における発行済みの普通株式の数、および②当該転換請求日に発行されている新</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>株予約権が全て行使されたものとみなした場合に発行されるべき普通株式の数の合計数を控除した数をいう</u></p> <p><u>「請求対象普通株式総数」とは、本条において、B種優先株主が当該転換請求日に転換請求した B種優先株式について、転換請求日に償還請求が行われたと仮定した場合における、第 10 条の 20 第2項に定める B 種優先株式の償還価額の総額を、当該転換請求日における下記に定める転換価額で除して得られる数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)の総数をいう</u></p> <p><u>B 種優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数</u></p> <p><u>＝転換請求に係る B 種優先株式について、転換請求日に償還請求が行われたと仮定した場合における B 種優先株式の償還価額の総額÷転換価額</u></p> <p><u>2 当初の転換価額は、82 円とする</u></p> <p><u>3 転換価額は、毎月 1 日(ただし、同日が当会社の営業日でない場合には、その翌営業日とする。以下、本条において「修正基準日」という。)に当該修正基準日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所第一部における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)の 92% 相当額に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が 41 円(以下、本条において「下限転換価額」という。ただし、次項により調整される。)を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額が 123 円(以下「上限転換価額」という。ただし、次項により調整される。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>4 <u>B種優先株式の発行後、次のいずれかに掲げる事由が発生した場合には、次に定める算式(以下、本条において「転換価額調整式」という。)により、転換価額を調整する。なお、転換価額の調整のために計算を行う場合には、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。転換価額調整式により算出される調整後転換価額と調整前転換価額の差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する</u></p> $\begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} \times \frac{\text{(発行済普通株式数} - \text{自己株式数)}}{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当} \\ \text{たりの払込金額} \cdot \text{処分価額}} + \frac{\text{1株当たりの時価}}{\text{1株当たりの時価}}$ <p>調整後 転換価額= $\frac{\text{(発行済普通株式数} - \text{自己株式数)} + \text{新発行・処分普通株式数}}{\text{1株当たりの時価}}$</p> <p><u>調整前転換価額:調整後転換価額を適用する日の前日において有効な転換価額をいう</u></p> <p><u>発行済普通株式数-自己株式数:基準日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日、基準日がある場合は基準日における、発行済普通株式数から当社が保有する普通株式数(自己株式数)を控除した数をいう</u></p> <p><u>1株当たりの時価:調整後転換価額の適用の基準となる日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所第一部における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)をいい、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記30取引日の間に、本第4項に定める転換価額の調整事由</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>が生じた場合には、当該平均値は、本第4項に準じて調整される</u></p> <p>一 <u>転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行しまたは当社が保有する普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。ただし、第三号に記載の証券(権利)の取得と引換え若しくは当該証券(権利)の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付、または第四号に記載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付される株式の取得と引換えによる交付の場合を除く。)</u></p> <p><u>調整後転換価額は、払込みがなされた日(基準日)を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)の翌日以降、募集または無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。本号において、転換価額調整式における「新発行・処分普通株式数」とは、当社が発行または処分する普通株式の数を意味するものとし、転換価額調整式における「1株当たりの払込金額・処分価額」とは、当該発行または処分に係る普通株式1株当たりの払込金額または処分価額をいう。なお、無償割当ての場合、転換価額調整式における「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする</u></p> <p>二 <u>普通株式を分割する場合</u></p> <p><u>調整後転換価額は、普通株式の分割に係る基準日の翌日以降これを適用する。本号において、転換価額調整式における「発行済普通株式数－自己株式数」及び「発行済普通株式数から当社が保有する普通株式数(自己株式数)を控除した数」はそれぞれ「発行済普通株式数」と読み替え、転換価額調整式における「新発行・処分普通株式数」とは、株式の分割により増加する普通株式の数を意味するものとし、転換価額調整式における「1</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする</p> <p>三. <u>転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式または当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)または取得させることができる証券(権利)を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)</u></p> <p><u>調整後転換価額は、その払込みがなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)に、または募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合にはその日の最終に、発行される証券(権利)の全額が、最初に取得されるまたは取得させることができる取得価額で取得されたものとみなして(当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)または取得させることができる証券(権利)の場合、更に当該新株予約権の全てがその日に有効な行使価額で行使されたものとみなして)、その払込みがなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)に、または募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該取得価額または行使価額がその払込みがなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)、または募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後転換価額は、当該取得価額または行使価額が決定される日(本号において、以下「価額決定日」という。)に発行される証券(権利)の全額が当該取得価額で取得されたものとみなして(当会社の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)または取得させることができる証券(権利)の場合、更に当該新株予約権</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p> <u>の全てが当該行使価額で行使されたものとみなして)、価額決定日の翌日以降これを適用する。本号において「価額」とは、発行される証券(権利)の払込金額(新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)または取得させることができる証券(権利)の場合、当該証券(権利)の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額との合計額)から取得または行使に際して当該証券(権利)または新株予約権の保有者に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、交付される普通株式数で除した金額をいう</u> </p> <p> <u>四 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって、①当会社の普通株式または②当会社の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求できる、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)</u> </p> <p> <u>調整後転換価額は、かかる新株予約権の割当日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)に、または募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが、その日に有効な転換価額で行使されたものとみなして(当会社の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、さらに当該株式の全てがその日に有効な取得価額で取得されたものとみなして)、割当日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)の翌日以降、または募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該行使価額がその割当日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生</u> </p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>日)、または募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後転換価額は、当該行使価額が決定される日(本号において、以下「<u>価額決定日</u>」という。)に発行される全ての新株予約権が当該行使価額で行使されたものとみなして(当会社の普通株式の交付を請求することと引換えに取得される株式または取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、さらに当該株式の全てがその日に有効な取得価額で取得されたものとみなして)、<u>価額決定日の翌日以降これを適用する。本号において「価額」とは、発行される新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額からその行使または取得に際して当該新株予約権または株式の保有者に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、交付される普通株式数で除した金額をいう</u></p> <p><u>五 株式の併合により発行済普通株式数が減少する場合</u></p> <p><u>調整後転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。本号において、転換価額調整式における「新発行・処分普通株式数」とは、株式の併合により減少する普通株式数を負の値で表示したものとし、転換価額調整式における「1株当たりの払込金額・処分価額」は、0円とする</u></p> <p><u>5 前項第一号乃至第五号において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項(ただし、前項第二号については、剰余金の額を減少して、資本金または資本準備金の額を増加することを含む。)に関する承認決議を条件としている場合、調整後転換価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>6 <u>第4項各号に掲げる場合のほか、以下のいずれかに該当する場合には、当会社取締役会が判断する合理的な転換価額に変更される</u></p> <p>一 <u>合併、資本金の額の減少、株式交換、株式移転または会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき</u></p> <p>二 <u>その他当会社の発行済普通株式の変更または変更の可能性を生じる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき</u></p> <p>三 <u>転換価額の調整事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出に関して使用すべき1株当たりの時価が他方の事由によって影響されているとき</u></p> <p>第 11 条～第 41 条(条文省略)</p>	<p>第 11 条～第 41 条(現行どおり)</p>